

労働法令のポイント

税務関係

令和7年分 年末調整について

令和7年3月31日に所得税法等の一部を改正する法律（令 7. 3.31 法律13）が公布された。この法律には所得税に係る改正として、基礎控除や給与所得控除に関する見直し、大学生年代の子等にかかる新たな控除の創設が含まれている。これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行されるため、令和7年分以後の所得税から適用されることとなり、令和7年における年末調整などの源泉徴収事務に変更が生じる。本稿ではその概要を解説する。

所得税法等の一部を改正する法律 (令 7. 3.31 法律13)

村松 剛 税理士(税理士法人みらいコンサルティング)
宗 加奈恵 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1.背景

税制は、公平性を保ちつつ経済社会の変化に対応するため、常にその仕組みや租税特別措置の在り方を見直す必要があり、国民や各種団体からの要望を踏まえ、毎年、予算編成と並行して改正の作業が進められる。本年の所得税法の改正は、税制改正の一つとして、物価上昇による税負担の調整および就業調整対策を目的とし、施行されるものである。

2.基礎控除額の引き上げ

基礎控除とは、年末調整等において所得税額の計算をする場合に、総所得金額から差し引くことができる控除の一つであり、総所得金額が減ることで、所得税の負担が軽減されることとなる。

所得税は基礎控除の額が定額であることにより、

物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。過去、基礎控除は平成7年度の改正で38万円、平成30年度の改正で最高48万円（ただし、所得制限あり）に引き上げられているが、生活必需品等の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇しているといわれている。こうした物価動向を踏まえ、今回はさらなる基礎控除額の引き上げが行われた。

本改正では、これまで最高48万円であった基礎控除額を10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円とした。また、低～中所得者の税負担に配慮し、時限的な措置ではあるものの、所得階層ごとに基礎控除額をさらに加算している[図表1]。なお、合計所得金額が2350万円を超える場合には、基礎控除額の改正は行われていない。

また、基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以

図表1 基礎控除額(改正された範囲)

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^[注3])	基礎控除額		改正前
	改正後 ^[注1] 令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3999円以下)	95万円 ^[注2]		
132万円超 336万円以下 (200万3999円超 475万1999円以下)	88万円 ^[注2]		
336万円超 489万円以下 (475万1999円超 665万5556円以下)	68万円 ^[注2]		48万円
489万円超 655万円以下 (665万5556円超 850万円以下)	63万円 ^[注2]		
655万円超 2350万円以下 (850万円超 2545万円以下)	58万円		

資料出所：国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」（[図表2～4]も同じ）

- [注] 1. 改正後の所得税法86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法41条の16の2の規定による加算額を加算した額となる。
 2. 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した額となる。なお、この加算は、居住者についてのみ適用される。
 3. 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合は、表の金額と異なる。
 4. 合計所得金額2350万円超の場合の基礎控除額に改正はない。

図表2 給与所得控除額(改正された範囲)

給与の収入金額	給与所得控除額		改正前
	改正後		
162万5000円以下		55万円	
162万5000円超 180万円以下	65万円	その収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円	

[注] 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はない。

後の「源泉徴収税額表」および公的年金等にかかる源泉徴収税額の計算における控除額について、改正が行われた。令和7年分の年末調整および令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項は、6.で解説する。

3.給与所得控除の最低保証額の引き上げ

給与所得控除とは、年末調整等において所得税額の計算をする場合に、給与等の収入金額から差し引くことができる控除であり、給与所得が減ることで所得税の負担が軽減されることとなる。

今回の給与所得控除の引き上げは、物価上昇と就業調整に対応している。[図表2]のとおり、給与収入金額が190万円以下の場合は給与所得控除が一律65万円に引き上げられたが、給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除に変更はない。なお、給与所得控除の改正に伴って、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」および令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正された。詳細については、6.で解説する。

4. 特定親族特別控除の創設

昨今の労働力不足の背景もあり、大学生年代による就業調整を緩和するために「特定親族特別控除」が新たに創設された。居住者が下記枠内の特定親族を有する場合は、その居住者の総所得金額等から、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて3万～63万円が控除される〔図表3〕。

「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下*の人をいう。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含む。

*収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となる。

なお、年齢19歳以上23歳未満の親族であっても、合計所得金額が58万円以下（給与収入金額が123万円以下）の場合は、特定親族特別控除の対象とはならないが、「特定扶養親族」に該当し、扶養控除の対象となる（扶養控除額は63万円）。

5. 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、〔図表4〕のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正された。

6. 令和7年分の年末調整および

令和8年以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

〔1〕令和7年分の年末調整

令和7年分の年末調整では、以下の点に留意する必要がある。

- ・従業員に対して、本改正により新たに扶養控除等の対象となった親族がいるかを確認し、新たに対象となった扶養親族等がいる場合は「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けること
- ・特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員より、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けること

*「給与所得者の特定親族特別控除申告書」は、「給与所得者の基礎控除申告書」「給与所得者の配偶者控除等申告書」および「所得金額調整控除申告書」との兼用様式となっている。

- ・改正後の基礎控除額や給与所得控除等に基づいて年末調整を行うこと

図表3 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^[注])	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

[注] 特定支出控除の適用がある場合は、表の金額と異なる。

※システムを利用して年末調整業務を行っている場合は、改正内容がアップデートされていることを確認すること。

[2]令和8年分以後の給与の源泉徴収事務

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務では、以下の点に留意が必要である。

- ・従業員から提出を受ける扶養控除等（異動）申告書に、源泉控除対象親族が正しく記載されているか確認すること

「源泉控除対象親族」とは

- ①控除対象扶養親族*
- ②居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く）のうち、年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

*控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が58万円以下の人のうち、次の1、2のいずれかに該当する人を指す。

- 1 居住者のうち、年齢16歳以上の人
- 2 非居住者のうち、①年齢16歳以上30歳未満の人、②年齢70歳以上の人、③年齢30歳以上70歳未満の人のうち「留学により国内に住所および居所を有しなくなった人」、「障害者」または「その居住者からそ

の年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

- ・令和8年1月以後に支払うべき給与について、「源泉控除対象配偶者」および「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定すること
- ・「令和8年分 源泉徴収税額表」に基づき、各月の源泉徴収を行うこと

なお、合計所得金額が100万円超123万円以下の19歳以上23歳未満の親族に該当する場合、給与および賞与に対する源泉徴収税額を算定する段階では扶養親族等の数には含まれないが、年末調整の段階では扶養親族等特定親族特別控除の対象に含める必要があるので留意が必要である。

7.最後に

年末調整は、1年間の所得税額を確定させる処理であり、多くの従業員にとっては、その年の所得税の納税を完了させる重要な手続きである。冒頭でも述べたように、税制は社会情勢や経済状況に基づき毎年見直されており、近年では定額減税など実務対応に大きなインパクトを与えるような改正も行われている。また、こうした税制の複雑化に伴い、年末調整における申告書の様式や計算方法の変更も頻繁に行われているため、実務処理においては常に最新の情報を把握することが求められる。

図表4 扶養親族等の所得要件

扶養親族等の区分	所得要件 ^[注1] (収入が給与だけの場合の収入金額 ^[注2])	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

[注] 1. 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいう。
2. 特定支出控除の適用がある場合は、表の金額と異なる。